



「里親家庭」への
ソーシャルワーク視点についての
— 考察
— 求められる里親家庭像の変化を
受けて —

同志社大学 大学院 博士後期課程

木内 さくら (8074)

Key words : 社会的養育・里親制度・ソーシャルワーク視点

1. 研究目的

平成 29 年 8 月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会報告書」が発表され、新しい社会的養育ビジョンに向けた取り組みについての答申が取りまとめられた。特に里親について触れられているものや、今後の里親制度および施設養護に関する抜本的な見直しが、明示される形となっている。

特に「(4) 永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進」と題し、特別養子縁組の推進として、「概ね 5 年以内に、現状の約 2 倍である年間 1000 人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図っていく。」（厚生労働省 2017：3）という。

また、「(5) 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標」として、

「特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止」し、「愛着形成に最も重要な時期である 3 歳未満については概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね 7 年以内に里親委託率 75%以上を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親委託率 50%以上を実現する（平成 27 年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）」（同上：3-4）という数字が示された。

つまり、生まれた家庭・親族との再統合が見込みにくい児童に関しては特別養子縁組を推奨し、家族再統合を目指す児童に関しては、養育里親やファミリーホーム等での生活を経験した後に家族のもとに帰る、というプランが理想であるという目標が打ち立てられたのである。

そのような社会的な流れの中で、里親家庭への様々な支援が必要とされ、その支援のためのソーシャルワークについても議論がなされてきているが、果たして里親家庭を対象としたソーシャルワークは、どのような枠組みの中に位置づけられるものなのだろうか。宮島（2011：155）は「里親委託とは、子どもへの支援、実親への支援、里親への支援の 3 つを統合したもの」と表現しており、さらに 8 つの角度から里親ソーシャルワークを表現している。

里親家庭を対象としたソーシャルワークを考える際、ファミリーソーシャルワークの枠組みの中で事例検討を行っているものもある。（山田 2014, 大下・加茂・前田 2014）。また、2012 年に里親支援専門相談員が各施設に配置されたが、それ以前まではファミリーソーシャルワーカー（FSW）が、入所児童の“家庭移行”という点において、里親家庭への支援を行うという業務が含まれていた。

同じ場所で、特定の大人によって養育されることを大前提としている里親制度には、「里親家庭」という場所とその人間関係が存在している。一般的に同じ家で「親」と呼ばれる大人のもとで一緒に暮らしているという図式は、「家族」「ファミリー」と表現されることが多い。「里親家庭」へのアプローチとして「家族」という視点で里親家庭を捉えることについて、本研究では、①「家族」「ファミリー」という文脈で語られる里親家庭についての先行研究と、②現在の社会的養育に関する施策の変化をめぐり、求められる里親家庭像の変化について考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

里親制度は児童福祉法上の制度であり、委託児童の最善の利益を希求する制度であると考え、クライアントは「委託児童」となる。しかし、子どもは1人の権利者であると尊重されるべきで存在ではあるが、実際に保護者や監護者不在の生活は許されず、養育されるという存在であることを鑑みれば、その子どもを養育する「里親家族」もクライアント、もしくはクライアントを取り巻く1つの重要な構成要素であると位置づけられると考える。

「里親」と一括りにいっても「養子縁組里親」と「養育里親」という違いがあるが、その点についての認知度が低く、「里親は養子縁組を行う」というイメージが根強くあった。本来「養育里親」については、委託解除の日まで行政による介入が存在しているが、「養子縁組里親」については縁組が成立した時点で行政による介入はなくなる。また、一般的な外部から見たとき、里親家庭や子どもが表明もしくは明かさない限り、一般的な家庭の中に紛れていく存在でもある。

しかし現在、養子縁組である親子関係を本人に秘匿することは子どもの権利に反するという考え方や、里親制度自体の認知度あげるための普及啓発を進め、施設養護ではなく家庭養護への移行を推奨し始めた制度の中で、実際の里子・里親家庭が抱えるニーズを把握し、そのニーズを満たすための支援が求められている。ここ数年の社会的養護を取り巻く大きな変革の中に、里親家庭への期待が変容している今、再度「里親家庭」という1つの集団に対するソーシャルワークの視点を考察する必要性が生じてきている。

子ども福祉だけでなく、人を取り巻く環境である「家族」について焦点をあててソーシャルワークを考える際、「ファミリーソーシャルワーク」の枠組みを活用することが考えられる。しかし、同時に「里親家庭」という、一般家庭の場で社会的養育を行うという特異性を鑑みること必要とである。

本研究は、里親家庭を「家族」の文脈で研究しているものを整理し、ファミリーソーシャルワークの視点で里親家庭へのアプローチが考えられるのか、里親家庭向けのソーシャルワークの際の独自性とは何であるのか、という視点で行う。

本研究は調査を伴わない文献研究であるが、日本社会福祉学会の研究倫理規程およびガイドラインに基づき、倫理的配慮として、自説と他説の峻別および用語や表現については特に配慮した。また、引用については出来る限り原典にあたるようにし、引用法については社会福祉学会機関紙『社会福祉学』執筆要綱に基づき記載している。

3. 研究結果

<家族社会学の中で語られる「里親」>

里親家庭という存在は、家族社会学の視点での研究が少なからずあり、「ファミリー」という部分を考えるにあたって、里親家庭が持つ「家族」という部分に焦点をあてた研究を整理したい。

和泉(2006)は『「家族」とは何か』という問いを、時間の共有と関係性の構築という「時間」軸と、『「家族」という枠への想像力』と題して、里子を含めた里親家庭の構成員全員が、「家族」を構築していくと述べている。里親家庭は、「家族」であること、「家族」となることを目指していることを前提に分析が行われている。和泉は、養育里親と養子縁組里親を区別せずにどちらも調査対象としているが、その違いを比較しているわけではない。

他方、園井(2013)は『「養育家族」は、20世紀における『近代家族』が行き詰まりをみせたあと、機能的に必要な家族として存在する。』として、長期養育を行う養育里親家庭に限定して、近代以降の日本社会における家族の変遷家庭に基づいて考察を行っている。「養育家族を集団の観点からみると、養育家族は、基礎集団と同時に機能集団として位置づけられよう。(中略)「養育家族」が里子の「養育」を担う専門社会的集団として位置づけられるということである。」として、「家族」であることは前提となっているが、それは一般的な「家族」を目指すのではなく、専門的な集団として成熟していくものとしている。そして「家族」というものを、「夫婦、親子、きょうだいなど少数の近親者を主要な成員とし、里子など特定の非親族の者をその成員に含む、成員相互の深い感情的関わりあいで結ばれた、子の社会化を基本的機能とする幸福追求の集団である。」という定義を示唆することを結論としている。

このような先行研究を受けて、安藤(2017)は、里親家庭は「福祉的文脈」と「家族的文脈」が交錯する場に置かれるとして、どのように立場の違うそれらの役割を調整しているか、ということ进行分析している。なぜ里親自らが「家族的文脈」で自身の実践を語ろうとするのか、という点を特に安藤は着目しており、そこには「里親は家族的な規範的期待が一般的な子育てよりも強力に作動する場におかれる」としている。社会的に求められている役割は、非親族の子どもを養育するという「福祉的」立場であるという一方で、「家族」という集団が持つ力を期待されているということ、里親自身が意識しているという構図を指摘している。

<社会的養育の中での「里親」とソーシャルワーク>

現在里親制度は普及啓発を進められ、施設養護が担ってきた機能と役割を期待されてきている。家族として迎え入れられることが期待されるときもあれば、一時的な保護場所としての機能や、自立支援としての役割を求められるときもある。里親手当の増額や、里親になるための研修の整備が進められているということは、職業的な里親家庭を期待している面もある。上述してきた「新しい社会的養育ビジョン」で示されたように、それまで児童養護施設や乳児院が担ってきた役割を、里親家庭に(全てではないが)期待していくことになる。一例として、「ファミリーホームを家庭養育に限定するため、早急に事業者を里親登録者に限定」「一時保護里親、専従里親などの新しい里親類型を平成33年度を目途に創設」(厚生労働省2017:3)することなどが挙げられている。子どものニーズにより適格に応えるために里親制度の区分を今まで以上に明確にするということは、社会的養育の担い手としての役割をより期待されるということでもある。

これまでの里親家庭は、児童相談所という措置機関が支援等を行う形であり、支援の手は充分ではなかった。自ら地域社会に対して「里親」であることとの関係調整を行い、自分たちで里親であるということ乗り越えていくことを求められてきた。渡邊（2013）は、「徹底的なキャンペーンも行うことなく、“日本人や日本文化には里親制度は馴染まない”という根拠のないあきらめの中で、圧倒的な少数派として粛々と養育を担ってきた里親が理解されていないのは、効果的なソーシャルアクションを行ってこなかったソーシャルワークにも責任がある。」としている。

ソーシャルアクションを含むソーシャルワークの不十分さは、里親家庭そのものへの注目が少なかったということだけでなく、日本の児童福祉全体の流れをみたとき、「家族（ファミリー）」という集団そのものへのソーシャルワークの介入自体の認知度、成熟度と関係しているのではないだろうか。児童虐待の社会的認知度があがるにつれ、虐待が発生する家庭への支援や介入も増加し、またその家庭から保護された後に再統合されていくというゴールが増えたことなど、現在の児童福祉は「子ども家庭福祉」という言葉が生まれているほどに、「家庭」「家族」という集団に焦点をあてたソーシャルワークが考えられてきた。子どもが生まれた原家族はもちろんのこと、その家庭から離れて暮らす場所もまた家庭となることが原則とされることとなったため、子どもが暮らす「家庭」という場への意識を持って捉えなければならないと考えられる。

4. 考察

「家族」という枠を里親家庭に当てはめるとき、同じ家で生活をする共同体として不自然ではない一方で、その「家族」は一般的な「家族」とは異なる要素が多分に含まれていることに同時に着目する必要があると考える。

それは、①どの年齢時点からの委託であったとしても、中途養育として位置づけられるように、血縁関係ではない非親族という間柄であり、子どもには原家族が存在していること。②特定の子どもがその里親家庭で生活するという決定には措置機関である児童相談所の介入があること③子どもが里親家庭で生活する期間の終わりにもその介入が存在しているという3点である。そのため里親制度をめぐるソーシャルワークを議論する際にも、里親委託そのものにも様々なフェーズがあり、どの局面を支援していくかによってもアプローチすべきところが変わることはある。

上記3点はあくまでも制度上の動きであり、現在までの里親家庭は、「家族であること」を意識する。養育里親と養子親などだけでなく、養育里親の中にもより細かな里親家庭の区分が必要であるとも言われているが、どれほど区分したとしても、里親家庭の葛藤がなくなるわけではない。そのような葛藤の存在こそ、「里親家庭」のもつ特異性であり、「里親家庭」へのソーシャルワークを考えるとき、その特異性をいかに強みとして、里親家庭への支援を介して子どもの福祉を希求するかを考える必要性がある。

里親家庭を、児童福祉法上の制度としての里親制度であることのみを捉えるのであれば、

「福祉の担い手」という立場として里親家庭を支援することが目的となる。あくまでも子どものみがクライアントであり、その子どもが持つ資源としての「里親家庭」として位置づけ、プロフェッショナルな対応を求めることが時に必要となる。しかし実際の里親家庭は、プロフェッショナルとして振る舞うこと、つまり里親養育を1つの仕事として捉えて子どもと接することに対する葛藤、罪悪感等を抱えるのならば、子どもだけではなくやはり、里親家庭にもクライアント性が生じる。

そのため、「子どものための里親制度」という、子どもをクライアントの中心に置きながらも、里親家庭の複雑なニーズや葛藤を考慮し、ニーズの充足、問題解決を図ろうとすることが、「里親家庭」に対するソーシャルワークの課題であり、目的でもあるといえる。

今後の課題として、里親自身が里親家庭となることを「選ぶ」形で登録に至るが、「里親家庭支援」を目的としたソーシャルワークにおけるアセスメントにあたるのが、その登録手順であると考えられる。どのような理由で里親家庭となろうとしているのか、社会的養育の子ども達の背景をどのように理解しているのかなど、「里親家庭」になる段階から意識をもって面接等を重ねる必要がある。「子どものニーズに応えられる里親家庭」を制度上は求めるが、里親家庭が「里親」になろうとする際に、社会的養育の担い手としての意識をどれだけ意識することができるのか。里親家庭となり、子どもを受け入れる中で育まれていく意識はもちろんあるが、登録のための面接から既にアセスメントが始まっていると考え、そこからより丁寧な支援が必要である。

また一方で、現在の社会的養護システムにおいて、子どもが育つ場についての決定権は措置機関である児童相談所が担っている。子ども自身の意見の聞き取りはあるものの、最終的な判断は措置機関であり、社会的養育における「子どもの自己決定」という意識についても議論する必要はある。

文献

- 相澤仁・宮島清編 (2013)『家族支援と子育て支援 ファミリーソーシャルワークの方法と実践』明石書店
- 安藤藍 (2017)『里親であることの葛藤と対処一家族的文脈と福祉的文脈の交錯』ミネルヴァ書房
- 和泉広恵 (2006)『里親とは何か 家族する時代の社会学』勁草書房
- 厚生労働省(2017)「新しい社会的養育ビジョン」(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf>, 2020.08.06)
- 厚生労働省 (2020) 「社会的養育の推進に向けて」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000503210.pdf>, 2020.08.07)
- 宮島清(2011)「里親ソーシャルワークの意義と内容」『里親養育と里親ソーシャルワーク』福村出版 pp.154-167
- 大下由美・加茂陽・前田佳代 (2014)「ファミリー・ソーシャルワーカーの役割と里親家族支援論」『ファミリーソーシャルワークの理論と技法 社会構成主義的視点から』一般財団法人九州大学出版 pp.171-190
- 園井ゆり (2013)『里親制度の家族社会学—養育家族の可能性—』ミネルヴァ書房
- 戸田明美(2011)「里親が抱えるニーズと里親支援」『里親養育と里親ソーシャルワーク』福村出版 pp.196-208
- 渡邊守 (2013)「里親養育と地域社会との関係」『家族支援と子育て支援 ファミリーソーシャルワークの方法と実践』明石書店 pp.236-244